国のスポーツに対する支出は、国内総生産（ＧＤＰ）との対比で見ると、諸外国と比べて高いとは言えない水準にある。また、地方公共団体のスポーツ関係支出額・地方財政に占める割合は、いずれも平成７年度をピークに近年半減するという厳しい状況にある。スポーツの推進に必要な財源の確保のため、財政事情等を考慮しつつ、国として責任をもって取り組む施策の実施に必要な予算措置の充実に努めるとともに、寄附税制やスポーツ振興基金・スポーツ振興投票制度等を活用し、寄附文化の醸成を通じた民間資金の導入を進め、その効果的・効率的な活用を図ることが必要である。

また、スポーツ振興投票制度については、さらに助成財源を確保するため、売り上げの一層の向上や業務運営の効率化により収益の拡大に努め、スポーツの推進のための貴重な財源として有効に活用する。加えて、国民に対して、スポーツ振興投票の実施により得られる収益等が、スポーツ推進の財源としてスポーツを支えていることを周知する。

(4)計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画を実施し、スポーツ立国を実現させるためには、計画の進捗状況について計画期間中に不断の検証を行い必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に着実に反映させることが重要である。

このため、計画が未達成の場合に設定目標の当否を含めその原因を客観的に検証するとともに、計画内容の見直しに当たっては、内外の社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方策を検討することとする。

また、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価することを可能とする評価方法や指標等の開発を図る。その際、国民の参加によるスポーツの推進の観点から、国民に分かりやすく説明できるように工夫することとする。

○文部科学省告示第六十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十二条の規定に基づき、租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣　平野　博文

租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示

租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

表中「財団法人栃木県育英会」を「公益財団法人栃木県育英会」に、「財団法人群馬県教育文化事業団」を「公益財団法人群馬県教育文化事業団」に、「財団法人大阪府育英会」を「公益財団法人大阪府育英会」に、「財団法人岡山県私学振興財団」を「公益財団法人岡山県私学振興財団」に、「財団法人山口県ひとづくり財団」を「公益財団法人山口県ひとづくり財団」に、「財団法人大分県奨学会」を「公益財団法人大分県奨学会」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第六十七号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣　平野　博文

期間の区分	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
平成二年十月一日から平成三年三月三十一日まで	五年未満	一・三二一	一・三六	一・二八	一・二五	一・二二	一・一九	一・一六	一・一三	一・一〇	一・〇八	一・〇五	一・〇二	一・〇〇	〇・九八
	五年以上一〇年未満	一・三二一	一・三〇	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	一〇年以上一五年未満	一・二八	一・二五	一・二二	一・一九	一・一六	一・一三	一・一〇	一・〇八	一・〇五	一・〇二	一・〇〇	〇・九七	〇・九五	〇・九三
	一五年以上二〇年未満	一・二一	一・一九	一・一七	一・一五	一・一三	一・一一	一・〇九	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	〇・九九	〇・九七	〇・九五
	二〇年以上二五年未満	一・一八	一・一五	一・一四	一・一一	一・〇九	一・〇六	一・〇四	一・〇一	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇
	二五年以上	一・一六	一・一二	一・一〇	一・〇七	一・〇四	一・〇一	一・〇〇	〇・九七	〇・九五	〇・九二	〇・九〇	〇・八七	〇・八五	〇・八二
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	五年未満	一・三一一	一・三五	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	五年以上一〇年未満	一・三一一	一・三〇	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	一〇年以上一五年未満	一・二八	一・二五	一・二二	一・一九	一・一六	一・一三	一・一〇	一・〇八	一・〇五	一・〇二	一・〇〇	〇・九七	〇・九五	〇・九三
	一五年以上二〇年未満	一・二一	一・一九	一・一七	一・一五	一・一三	一・一一	一・〇九	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	〇・九九	〇・九七	〇・九五
	二〇年以上二五年未満	一・一二	一・一〇	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六
	二五年以上	一・〇六	一・〇二	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六	〇・八四	〇・八二	〇・八〇	〇・七八
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	五年未満	一・三一一	一・三五	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	五年以上一〇年未満	一・三一一	一・三〇	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	一〇年以上一五年未満	一・二八	一・二五	一・二二	一・一九	一・一六	一・一三	一・一〇	一・〇八	一・〇五	一・〇二	一・〇〇	〇・九七	〇・九五	〇・九三
	一五年以上二〇年未満	一・二一	一・一九	一・一七	一・一五	一・一三	一・一一	一・〇九	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	〇・九九	〇・九七	〇・九五
	二〇年以上二五年未満	一・一二	一・一〇	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六
	二五年以上	一・〇六	一・〇二	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六	〇・八四	〇・八二	〇・八〇	〇・七八
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	五年未満	一・三一一	一・三五	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	五年以上一〇年未満	一・三一一	一・三〇	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	一〇年以上一五年未満	一・二八	一・二五	一・二二	一・一九	一・一六	一・一三	一・一〇	一・〇八	一・〇五	一・〇二	一・〇〇	〇・九七	〇・九五	〇・九三
	一五年以上二〇年未満	一・二一	一・一九	一・一七	一・一五	一・一三	一・一一	一・〇九	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	〇・九九	〇・九七	〇・九五
	二〇年以上二五年未満	一・一二	一・一〇	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六
	二五年以上	一・〇六	一・〇二	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六	〇・八四	〇・八二	〇・八〇	〇・七八
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	五年未満	一・三一一	一・三五	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	五年以上一〇年未満	一・三一一	一・三〇	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	一〇年以上一五年未満	一・二八	一・二五	一・二二	一・一九	一・一六	一・一三	一・一〇	一・〇八	一・〇五	一・〇二	一・〇〇	〇・九七	〇・九五	〇・九三
	一五年以上二〇年未満	一・二一	一・一九	一・一七	一・一五	一・一三	一・一一	一・〇九	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	〇・九九	〇・九七	〇・九五
	二〇年以上二五年未満	一・一二	一・一〇	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六
	二五年以上	一・〇六	一・〇二	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六	〇・八四	〇・八二	〇・八〇	〇・七八
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	五年未満	一・三一一	一・三五	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	五年以上一〇年未満	一・三一一	一・三〇	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	一〇年以上一五年未満	一・二八	一・二五	一・二二	一・一九	一・一六	一・一三	一・一〇	一・〇八	一・〇五	一・〇二	一・〇〇	〇・九七	〇・九五	〇・九三
	一五年以上二〇年未満	一・二一	一・一九	一・一七	一・一五	一・一三	一・一一	一・〇九	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	〇・九九	〇・九七	〇・九五
	二〇年以上二五年未満	一・一二	一・一〇	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六
	二五年以上	一・〇六	一・〇二	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六	〇・八四	〇・八二	〇・八〇	〇・七八
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	五年未満	一・三一一	一・三五	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	五年以上一〇年未満	一・三一一	一・三〇	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	一〇年以上一五年未満	一・二八	一・二五	一・二二	一・一九	一・一六	一・一三	一・一〇	一・〇八	一・〇五	一・〇二	一・〇〇	〇・九七	〇・九五	〇・九三
	一五年以上二〇年未満	一・二一	一・一九	一・一七	一・一五	一・一三	一・一一	一・〇九	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	〇・九九	〇・九七	〇・九五
	二〇年以上二五年未満	一・一二	一・一〇	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六
	二五年以上	一・〇六	一・〇二	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六	〇・八四	〇・八二	〇・八〇	〇・七八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	五年未満	一・三一一	一・三五	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	五年以上一〇年未満	一・三一一	一・三〇	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	一〇年以上一五年未満	一・二八	一・二五	一・二二	一・一九	一・一六	一・一三	一・一〇	一・〇八	一・〇五	一・〇二	一・〇〇	〇・九七	〇・九五	〇・九三
	一五年以上二〇年未満	一・二一	一・一九	一・一七	一・一五	一・一三	一・一一	一・〇九	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	〇・九九	〇・九七	〇・九五
	二〇年以上二五年未満	一・一二	一・一〇	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六
	二五年以上	一・〇六	一・〇二	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六	〇・八四	〇・八二	〇・八〇	〇・七八
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	五年未満	一・三一一	一・三五	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	五年以上一〇年未満	一・三一一	一・三〇	一・二七	一・二四	一・二一	一・一八	一・一五	一・一二	一・〇九	一・〇六	一・〇三	一・〇〇	〇・九七	〇・九五
	一〇年以上一五年未満	一・二八	一・二五	一・二二	一・一九	一・一六	一・一三	一・一〇	一・〇八	一・〇五	一・〇二	一・〇〇	〇・九七	〇・九五	〇・九三
	一五年以上二〇年未満	一・二一	一・一九	一・一七	一・一五	一・一三	一・一一	一・〇九	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	〇・九九	〇・九七	〇・九五
	二〇年以上二五年未満	一・一二	一・一〇	一・〇七	一・〇五	一・〇三	一・〇一	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六
	二五年以上	一・〇六	一・〇二	一・〇〇	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九二	〇・九〇	〇・八八	〇・八六	〇・八四	〇・八二	〇・八〇	〇・七八